

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後
【本編】 Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理 Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点 （１）～（６） （略） （新設）	【本編】 Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理 Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点 （１）～（６） （略） （７）株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。 特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするため、平成25年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下の点にも留意する必要がある。 ① 法第16条の２第１項第12号の２又は第52条の23第１項第11号の２に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。 また、必要に応じて、対象企業の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。 ② 投資専門子会社を活用して、以下の会社の株式を取得・保有する場合、銀行本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 イ. 法第16条の２第１項第12号又は第52条の23第１項第11号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」（いわゆるベンチャービジネス会社） ロ. 法第16条の３第８項又は第52条の24第８項に規定する「地域の活性

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後
(7) ～ (10) (略) (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 (中略) V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V-3-4 議決権の<u>取得制限</u>	<u>化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社</u> <u>(いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社)</u> (注1) 「Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理」も参照すること。 (注2) 株式の取得・保有に係る、株主の立場と債権者としての立場における利益相反については、「V-5 顧客の利益の保護のための体制整備」も参照すること。 (8) ～ (11) (略) (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。 (中略) V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V-3-4 議決権の<u>取得等の制限</u> (1) 法第16条の3第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。 <u>なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅲ-2-3-2-1-2(7)を参照すること。</u> ① 銀行等から、施行規則第17条の7第1項又は第34条の21第1項による申請があった場合には、基準議決権数を超えて保有する議決権を期間内に処分できないことがやむを得ない理由によるものであるかどうかを審査するものとする。 「やむを得ない理由」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。 イ. 事業再生の途上にある会社の再建や事業の安定的な運用を支援するために、再生計画期間中は、当該議決権を保有し続ける必要があること。 ロ. 事業再生計画に基づき議決権を取得した場合、当該計画による手続き

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後
(1) 銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第16条の3において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。 (2) 法第16条の3第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第17条の6第3号又は第34条の20第3号に定める場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合）には、法第16条の3第3項に定める承認の条件である当	<u>が完了するまでは配当が支払われないこと等により、売却等による処分が困難であること。</u> <u>ハ. 当該会社における未公表の重要事実を知ることとなり、議決権を売却することが金融商品取引法第166条のインサイダー取引に関する規定に抵触するおそれがあるため、売却等による処分が困難であること。</u> <u>② 以下の場合における法第16条の3第3項又は第52条の24第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</u> <u>イ. DES（デット・エクイティ・スワップ。施行規則第17条の6第1項第3号又は第34条の20第1項第3号）により議決権を取得した場合。</u> <u>ロ. 法第16条の2第1項第12号の2又は法第52条の23第1項第11号の2に規定する会社（いわゆる事業再生を行う会社）の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分することができないため、施行規則第17条の2第11項各号に定める期間（3年（原則）又は5年（中小企業者））を超えて保有する場合。</u> <u>（注）「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。</u> <u>（2）その他の注意事項</u> <u>① 銀行の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第16条の3において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</u>

別紙 2

4

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後																																																																									
【様式・参考資料編】 <u>（新設）</u>	【様式・参考資料編】 基準議決権数を超える議決権の1年を超える保有 別紙様式3－4（銀行法施行規則第17条の7第1項に基づく承認申請） 年 月 日 金融庁長官 ○○○○ 殿 所在地 商 号 代表者 <u>（担当部署、担当者、担当者連絡先）</u> ○○の議決権の保有の承認申請書 ○○の議決権の保有について、銀行法第16条の3第2項ただし書き及び同法施行規則第17条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">会社の名称</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>会社の本店所在地</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>会社の業務の内容</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>会社の状況 （直近の決算期ベース）</td><td>（ 売 上 高 ）</td><td colspan="2">（ 総 資 産 ）</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>（ 経 常 利 益 ）</td><td colspan="2">（ 資 本 金 ）</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>（ 当 期 純 利 益 ）</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td rowspan="3">総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況</td><td></td><td>届出事由発生前</td><td>届出事由発生直後</td><td>承認申請日</td></tr> <tr> <td>総株主等の議決権</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>保有議決権数</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>保有議決権割合</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>起算日</td><td colspan="4">年 月 日（ ）</td></tr> <tr> <td>議決権取得 （又は保有）の理由</td><td colspan="4">（根拠条文：銀行法施行規則第○○条第○○項第○○号）</td></tr> <tr> <td>基準議決権数を超えて保有 する議決権を期間内に処分 できない理由</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>基準議決権数を超えて保有 する議決権の処分の方針、 処分予定時期</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>その他参考となるべき事項</td><td colspan="4"></td></tr> </table>	会社の名称					会社の本店所在地					会社の業務の内容					会社の状況 （直近の決算期ベース）	（ 売 上 高 ）	（ 総 資 産 ）				（ 経 常 利 益 ）	（ 資 本 金 ）				（ 当 期 純 利 益 ）				総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		届出事由発生前	届出事由発生直後	承認申請日	総株主等の議決権				保有議決権数					保有議決権割合				起算日	年 月 日（ ）				議決権取得 （又は保有）の理由	（根拠条文：銀行法施行規則第○○条第○○項第○○号）				基準議決権数を超えて保有 する議決権を期間内に処分 できない理由					基準議決権数を超えて保有 する議決権の処分の方針、 処分予定時期					その他参考となるべき事項				
会社の名称																																																																										
会社の本店所在地																																																																										
会社の業務の内容																																																																										
会社の状況 （直近の決算期ベース）	（ 売 上 高 ）	（ 総 資 産 ）																																																																								
	（ 経 常 利 益 ）	（ 資 本 金 ）																																																																								
	（ 当 期 純 利 益 ）																																																																									
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		届出事由発生前	届出事由発生直後	承認申請日																																																																						
	総株主等の議決権																																																																									
	保有議決権数																																																																									
	保有議決権割合																																																																									
起算日	年 月 日（ ）																																																																									
議決権取得 （又は保有）の理由	（根拠条文：銀行法施行規則第○○条第○○項第○○号）																																																																									
基準議決権数を超えて保有 する議決権を期間内に処分 できない理由																																																																										
基準議決権数を超えて保有 する議決権の処分の方針、 処分予定時期																																																																										
その他参考となるべき事項																																																																										

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 2

現 行	改 正 後																																		
	<u>（記載要領）</u> <u>（注 1）当該会社の「総株主の議決権」の算定方法</u> 原則、「定時株主総会等招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。 なお、小規模上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載が無い場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。（注 3）においても同じ。）。 <u>（注 2）「保有議決権数」「保有議決権割合」について</u> 届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第 3 位以下を四捨五入し、少数第 2 位までの計数を記入すること。 <u>（注 3）保有議決権数の算定方法</u> 判明時に有する当該会社の議決権の数とする。 なお、小規模上場会社で招集通知に「議決権」の記載が無い場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。 <u>（注 4）「議決権取得（又は保有）の理由」について</u> 銀行法施行規則第17条の 6 第 1 項第 6 号から第 8 号までの事由による場合は「総株主の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。 <u>（注 5）「基準議決権数を超過して保有する議決権を期間内に処分できない理由」について</u> 処分できない理由を記載することとし、その際、監督指針V－3－4（1）①も参考とすること。 <u>（注 6）「基準議決権数を超過して保有する議決権の処分の方針、処分予定時期」について</u> 例えば、売却等により処分できない原因となっている事象が解消する時期や、当該事象の解消後の処分の方針（市場売却等による処分や、当該会社の自己引受けなど）を記載すること（下記は例示であり、これらに限定されるものではない。）。 <u>（記載例）</u>・ 当該会社の事業再生計画が終了後（具体的な計画終了時期を記載）、1 年以内に当該会社（あるいはスポンサーその他の第三者）に売却予定。 ・ 当該会社の重要事項が公表された後、1 年以内に市場売却等により処分予定。 <u>（注 7）「その他参考となるべき事項」について</u> 事業再生計画等に基づく議決権の保有については、当該計画の進捗状況等（下表を参考）を記載すること。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>〇年〇月期</th><th colspan="2">〇年〇月</th><th>〇年〇月期</th></tr><tr><th>計画始期</th><th>計画</th><th>実績（直近）</th><th>計画終期</th></tr><tr><td>売 上 高</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>経 常 利 益</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>当 期 純 利 益</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>総 資 産</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>資 本 金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		〇年〇月期	〇年〇月		〇年〇月期	計画始期	計画	実績（直近）	計画終期	売 上 高					経 常 利 益					当 期 純 利 益					総 資 産					資 本 金				
	〇年〇月期		〇年〇月		〇年〇月期																														
	計画始期	計画	実績（直近）	計画終期																															
売 上 高																																			
経 常 利 益																																			
当 期 純 利 益																																			
総 資 産																																			
資 本 金																																			

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙2

現 行	改 正 後																																																																																				
基準議決権数を超える議決権の取得又は保有 別紙様式 4－1 7 （銀行法施行規則第17条の 6 又は第34条の20各号に掲げる事由による議決権の取得又は保有） （略） （注 5）届出期限等 <table><tr><th>届出（超過）要因</th><th>届出期間</th><th>起算日*1</th><th>総株主等の議決権</th></tr><tr><td>施行規則第 1 号</td><td>実行日を含む月の翌月末営業日</td><td>実行日</td><td>基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）</td></tr><tr><td>第 2 号</td><td>受領日を含む月の翌月末営業日</td><td>受領日</td><td>基準日議決権数</td></tr><tr><td>第 3 号</td><td>取得日を含む月の翌月末営業日</td><td>取得日</td><td>基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 4 号</td><td>株主総会決議日を含む月の翌月末営業日</td><td>取得日</td><td>基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 5 号</td><td>転換日を含む月の翌月末営業日</td><td>転換日</td><td>基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）</td><td>定時株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数</td></tr><tr><td>第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4</td><td>*5</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数 *6</td></tr><tr><td>第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）</td><td>株主総会開催日を含む月の翌月末営業日</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数</td></tr><tr><td>第 9 号</td><td>処分基準日を含む月の翌月末営業日</td><td>処分基準日</td><td>基準日議決権数</td></tr></table> *1～4 （略） *5 ① 枠を議決した株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日又は ② 枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌月末営業日（非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日） のいずれかを選択した方法で届け出るものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。）。 （以下略）	届出（超過）要因	届出期間	起算日*1	総株主等の議決権	施行規則第 1 号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）	第 2 号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数	第 3 号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数	第 4 号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数	第 5 号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数	第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）	定時株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数	第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4	*5	届出日	基準日議決権数 *6	第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数	第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数	基準議決権数を超える議決権の取得又は保有 別紙様式 4－1 7 （銀行法施行規則第17条の 6 又は第34条の20各号に掲げる事由による議決権の取得又は保有） （略） （注 5）届出期限等 <table><tr><th>届出（超過）要因</th><th>届出期間</th><th>起算日*1</th><th>総株主等の議決権</th></tr><tr><td>施行規則第 1 号</td><td>実行日を含む月の翌月末営業日</td><td>実行日</td><td>基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）</td></tr><tr><td>第 2 号</td><td>受領日を含む月の翌月末営業日</td><td>受領日</td><td>基準日議決権数</td></tr><tr><td>第 3 号</td><td>取得日を含む月の翌月末営業日</td><td>取得日</td><td>基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 4 号</td><td>株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日</td><td>取得日</td><td>基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 5 号</td><td>転換日を含む月の翌々月末営業日</td><td>転換日</td><td>基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数</td></tr><tr><td>第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）</td><td>定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数</td></tr><tr><td>第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4</td><td>*5</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数 *6</td></tr><tr><td>第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）</td><td>株主総会開催日を含む月の翌々月末営業日</td><td>届出日</td><td>基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数</td></tr><tr><td>第 9 号</td><td>処分基準日を含む月の翌月末営業日</td><td>処分基準日</td><td>基準日議決権数</td></tr><tr><td>第 10 号</td><td colspan="3">届出（超過）要因に基づき、第 1 号から第 9 号に準じて個別に判断すること。</td></tr></table> *1～4 （略） *5 ① 枠を議決した株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日又は ② 枠の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日（非上場等で枠の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日） のいずれかを選択した方法で届け出るものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残枠を含めた数で届け出ても差し支えない。）。 （以下略）	届出（超過）要因	届出期間	起算日*1	総株主等の議決権	施行規則第 1 号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）	第 2 号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数	第 3 号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数	第 4 号	株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数	第 5 号	転換日を含む月の翌々月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数	第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）	定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数	第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4	*5	届出日	基準日議決権数 *6	第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数	第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数	第 10 号	届出（超過）要因に基づき、第 1 号から第 9 号に準じて個別に判断すること。		
届出（超過）要因	届出期間	起算日*1	総株主等の議決権																																																																																		
施行規則第 1 号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）																																																																																		
第 2 号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数																																																																																		
第 3 号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数																																																																																		
第 4 号	株主総会決議日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数																																																																																		
第 5 号	転換日を含む月の翌月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数																																																																																		
第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）	定時株主総会の開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数																																																																																		
第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4	*5	届出日	基準日議決権数 *6																																																																																		
第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数																																																																																		
第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数																																																																																		
届出（超過）要因	届出期間	起算日*1	総株主等の議決権																																																																																		
施行規則第 1 号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（*2）時点の議決権数 （以下「基準日議決権数」という。）																																																																																		
第 2 号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権数																																																																																		
第 3 号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数																																																																																		
第 4 号	株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数																																																																																		
第 5 号	転換日を含む月の翌々月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数																																																																																		
第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部 （以下の場合を除く。）	定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数																																																																																		
第 8 号の一部（金庫株取得の場合） *4	*5	届出日	基準日議決権数 *6																																																																																		
第 8 号の一部（合併・事業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く。）	株主総会開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数																																																																																		
第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数																																																																																		
第 10 号	届出（超過）要因に基づき、第 1 号から第 9 号に準じて個別に判断すること。																																																																																				